

マネージドドメイン利用約款

第1条 (定義)

マネージドドメイン利用約款（以下「本約款」といいます。）で用いる用語の意義は次のとおりとします。

「ICANN」	Internet Corporation for Assigned Names and Numbersのことを指し、インターネットのIPアドレスやドメイン名などの各種資源を全世界的に調整・管理することを目的として、設立された民間の非営利法人を指します。
「JPRS」	.jpドメイン名のレジストリとして登録管理を行う「株式会社日本レジストリサービス」を指します。
「レジストリ」	トップレベルドメインに関しICANNとレジストリ契約を締結することにより、各ドメインのゾーンファイル情報を持つデータベースを管理している機関を指します。
「レジストラ」	ドメイン名の登録・管理を行う組織を指します。
「上位組織」	ICANN、JPRS、レジストリ及びレジストラを指します。
「レジストリ契約」	ICANNとレジストリとの間で締結される、Registry Agreementを指します。 http://www.icann.org/en/registries/agreements.htm
「ドメイン名」	.jp、.com、.net、.org、.info等のトップレベルドメインを含む、第2・第3レベルドメインを指すものとします。
「WHOIS」	レジストリ及びレジストラが提供する、ドメイン名の登録者などに関する情報を参照できるサービスを指します。
「本サービス」	フルマネージドホスティングをはじめとする当社のマネージドサービスをご利用のお客様向けのサービスとして、ドメイン名の新規登録・更新・移管作業、期限管理、各種登録情報の登録・変更作業などを代行するサービスを指すものとします。
「利用契約」	本サービスの利用にかかる契約を指します。
「登録情報」	ドメイン名の登録の際に契約者（契約者を經由する登録者を含みます。）より提供される全情報を指すものとします。
「登録者」	特定のドメイン名を保有する権限を持つ者としてレジストリが管理するドメインのデータベースに登録される者を指します。
「契約者」	当社と利用契約を締結する法人を指します。
「利用料」	本サービスの対価を指すものとします。
「UDRP」	「統一ドメイン名紛争処理方針」[Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy]を指すものであり、ICANNが採択し、登録者に

よって登録されたドメイン名の登録及び使用に起因する登録者と第三者の間の紛争処理に関する約款を定めたものです。このUDRPは、すべてのICANN認定レジストラが登録サービスを行う際に採用するよう義務づけられている方針です。UDRPは、gTLDドメインと一部のccTLDドメインを対象にしています。ただし、.jpドメイン名は対象外です。<http://www.icann.org/udrp/udrp-policy-24oct99.htm> (原文)

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html> (JPNIC参考文献)

「JP-DRP」

「JP Domain Name Dispute Resolution Policy (以下、JP-DRP)」の略で、JPドメイン名紛争処理方針のことを指します。UDRPを元に、JPドメインを対象として作成された規約を定めたものです。JP-DRPは、.jpドメイン名のみを対象にしています。

<http://www.nic.ad.jp/ja/drpf/jpdrpf.html> (JPNIC参考文献)

「規約等」

上位組織が定めるドメイン名に関する規約、規則、条件、方針及びポリシー等を指します。

第2条 (約款の適用)

- 1 NHN テコラス株式会社 (以下「当社」といいます。) は、本約款を定め、契約者及び登録者が本約款の内容を遵守することを条件として、本サービスを提供します。
- 2 本約款と、上位組織が定める規約等とに矛盾又は抵触する規定がある場合には、上位組織が定める規約等が優先して適用されるものとします。
- 3 当社が、契約者に対して発する第4条 (当社からの通知) 所定の通知は、本約款の一部を構成するものとします。
- 4 登録者が契約者と異なる場合には、契約者は登録者から、登録者が本約款の内容に同意し遵守することについて、承諾を得なければならないものとします。

第3条 (約款の変更)

- 1 当社は、契約者に事前の通知をすることなく本約款を変更することができるものとし、改定した場合における本サービスの利用条件は、変更後の本約款によるものとします。
- 2 変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、当社のウェブサイト上に掲示する方法によって通知するものとします。

第4条 (当社からの通知)

- 1 当社は、当社のウェブサイト上での掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と

判断する方法により、随時必要な事項（前条に基づく本約款の変更を含みます。）を通知するものとします。

- 2 前項の通知は、当社が当該通知を当社のウェブサイト上で行う場合はウェブサイト上に掲示した時点より、電子メールで行う場合は電子メールが到達した時点より効力を生ずるものとします。なお、本約款における「到達」とは、当社が送信した電子メールが、契約者がアクセス可能なサーバ内に着信したことをいいます。

第5条（契約の成立）

- 1 本サービスを利用しようとする方は、本約款の内容に同意のうえ、当社が別途定める方法によって本サービスの申し込みを行います。
- 2 当社は前項の申し込みに対して、当社の裁量によりその諾否を決定するものとし、次の各号に掲げる場合のほか、申し込みに対する承諾をしない場合があるものとします。
 - (1) 本サービスの申込者が、本サービスを含む当社又は当社のグループ会社のサービス料金、費用、割増金若しくは遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (2) 本サービスの申込者が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがある場合
 - (3) 本サービスの申込者が、第30条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当し、又はその可能性があるとして当社が判断した場合
 - (4) 申込書等に虚偽の記載があった場合
 - (5) 本サービスの提供が技術上困難と考えられる場合
 - (6) 前号までのほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が利用契約を締結することが適当でないと判断した場合
- 3 当社が第1項の申し込みに対して承諾する場合には、当社は申込者に対して書面又は電子メールによって承諾の通知をします。
- 4 契約者は、本約款の内容に同意したものとみなされます。

第6条（対象のドメイン名）

本サービスの対象となるトップレベルドメインは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) .jp（汎用JPドメイン名、属性型・地域型JPドメイン名）
- (2) .com .net .org .info
- (3) その他、当社が取り扱い可能と判断したトップレベルドメイン

第7条（運営）

- 1 本サービスは上位組織の定める規約等に基づき運営されるものであり、当社はこの

範囲において本サービスを提供することに契約者は同意します。

- 2 本サービスに適用される上位組織が今後随時採用する規約等は、それらの規則類が強制力をもち、当社が本サービスを提供するにあたり、それらの規則類に従わざるを得ない限りにおいて、本約款より優先するものとします。

第8条（JPドメイン名登録サービスに関する特則）

- 1 本条でいうJPドメイン名とは、「汎用JPドメイン名」及び「属性型JPドメイン名」を指すものとします。
- 2 当社が提供する本サービスにおいて、JPドメイン名の登録者の資格を有する者は、以下に掲げる者とします。
 - (1) 汎用JPドメイン名
日本国内に本店・主たる事務所・支店・支所・営業所、その他これに準じる常設の場所を有する法人その他の団体
 - (2) 属性型JPドメイン名
属性型JPドメイン名の登録に必要な資格は、登録する属性により異なるものとします。詳細はJPRSの定める規約等によるものとします。
- 3 契約者は、本条に記載のない事項については、JPRSの定める規約等に従うものとし、ドメイン名の紛争処理については、JP-DRPに従うものとします。

第9条（WHOIS情報の代行表示）

- 1 契約者及び登録者は、当社へ提出した登録情報が、WHOISデータベースへ登録され、WHOISの問い合わせが行われたときに当該情報が表示されることに同意します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が別途指定する方法に基づき契約者が要請し、当社がこれを許諾した場合には、WHOISの問い合わせが行われたとき、当社の情報が表示されるようにドメイン名の表示情報を変更します（以下「WHOIS情報の代行表示」といいます。）。
- 3 WHOIS情報の代行表示を希望する契約者は、以下の各号に同意するものとします。
 - (1) 設定可能なドメイン名の種類は当社が定めることができるものとします。
 - (2) WHOIS情報の代行表示は、契約者及び登録者の個人情報を含む登録情報がインターネット上に公開されないことや第三者からの問い合わせに対して当社が回答しないことを保証するサービスではありません。
 - (3) ドメイン名の権利・義務等は登録者本人に帰属します。
 - (4) 上位組織からの指示により、WHOIS情報の代行表示を予告なく中止又は変更する場合があります。

- (5) 当社は、当社の必要性に基づき、事前の連絡をすることなく、WHOIS情報として表示している当社の情報を登録者の情報へ変更することができます。
- (6) 登録者の有するドメイン名によるスパム行為また第15条（ドメイン名の失効）に抵触する行為が発見された場合、若しくは抵触する恐れがあると当社が判断した場合、当社は、直ちに前号の対応を行うことができるものとします。

第10条（ドメイン名紛争処理方針）

- 1 契約者及び登録者は、UDRP及びJP-DRPに従い、本サービスによって登録されたドメイン名に関するあらゆる紛争を処理することに同意するものとします。
- 2 ドメイン名に関する紛争が第三者との間で発生した場合、契約者及び登録者はUDRP及びJP-DRPで定められた内容に従ってその全ての責任を負い、当社に損害が発生した場合には、その全ての損害に対し直ちに補償を行い、かつ当社が免責されることに同意するものとします。
- 3 前項までのほか、紛争解決にあたっては、上位組織が定める規約等に従うものとします。

第11条（登録期間の固定及び登録の更新、抹消手続）

- 1 本サービスのjpドメイン名の登録期間は、登録日から1年後の登録月末日までとします。但し、仮登録等の申請による登録の場合には、別途JPRSが定める規約等によります。
- 2 本サービスのjpドメイン名以外の登録期間は、登録日から1年後の、レジストリが定めた有効期限日までとします。
- 3 当社はドメイン名の抹消を防止する義務及び登録を更新する義務を負わないものとし、契約者が登録の更新を申し出ない場合、登録されていたドメイン名は抹消されます。
- 4 契約者は、第1項に定める登録期間の中であっても、別途当社が定める手続を経ることで、ドメイン名の抹消を行うことができます。ドメイン名の抹消が行われた場合、登録及び本サービスの利用契約は抹消手続の完了日をもって終了するものとします。

第12条（登録情報の更新等）

- 1 当社は、契約者に対して最新の登録情報及びその他の情報の提供を要求する場合があります。契約者はこれらの要求に対し、事実と反しない情報を、当社の定める方法により、速やかに提供するものとします。
- 2 契約者が当社からの登録情報の問い合わせに対して相当期間を経過しても回答を行わない場合、当社は該当ドメイン名の使用停止や登録の抹消を任意に行うことがで

きるものとしします。

- 3 契約者及び登録者は上位組織の規約等に従い登録情報が公的に利用されることに同意し、かかる利用に関連して行われる要請に従うことに同意するものとしします。

第13条（登録抹消及び使用制限）

当社は、登録情報及びドメイン名の利用が本約款及び上位組織の規約等の諸契約などに違反していると合理的に判断した場合、当該ドメイン名にかかる登録申請の拒否、登録の抹消や使用の制限などの措置を行うことができるものとしします。また、その決定について詳細を開示することを拒否できるものとしします。

第14条（本サービス提供の停止）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者及び登録者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に停止することがあるものとしします。その停止により生じた契約者及び登録者の損害全てに対し、当社はいかなる責任も負わないものとしします。

- (1) 本サービス用設備の保守又は工事のため、やむを得ない場合
- (2) 本サービス用設備に障害が発生し、やむを得ない場合
- (3) 電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不能になった場合
- (4) 上位組織によるサービスの停止により、本サービスの提供が不能になった場合
- (5) その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの一時的停止が必要と判断した場合

第15条（ドメイン名の失効）

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者及び登録者に事前に通知することなく、利用契約に基づくドメイン名の登録申請の取消し、又はドメイン名の停止若しくは登録を抹消させることができるものとしします。

- (1) 契約者又は登録者が本約款およびUDRPおよびJP-UDRPを含む本サービスで定められた約款などに違反していることを当社が発見した場合、またはその疑いがあると判断した場合
- (2) 契約者又は登録者が当社又は当社のグループ会社等が提供するサービスの利用において、サービスで定められた約款などに違反し、又は利用停止などの措置を受けたことがある場合
- (3) 契約者又は登録者が、当社又は当社のグループ会社等が提供するサービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

- 2 前項により登録申請の取消し、又はドメイン名の停止若しくは登録を抹消された場合には、契約者はドメイン名を利用する権利を失い、契約者は異議申し立てをすることはできないものとします。
- 3 本サービスを通じて登録あるいは登録申請を行ったドメイン名に対して、利用停止、登録抹消を求める命令、判決その他の意思決定等を当社が受けた場合及び法令に基づく請求を受けた場合には、当社は該当ドメイン名の登録拒否、利用停止並びに登録抹消などの措置を行うことがあることに契約者及び登録者は同意するものとします。
- 4 当社は、ドメイン名の登録申請の取消し、又はドメイン名の停止若しくは登録が抹消されたことによって契約者又は登録者に損害が生じても、責任を負わないものとします。
- 5 ドメイン名は利用契約が解除その他終了した場合にも抹消されます。ただし、移管手続を行う場合には、当該手続に従うものとします。

第16条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、当社又は上位組織の都合により、本サービスを廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、事前に書面によりその旨を通知します。
- 3 当社は、関係官庁又は関連法令の定めに従い、提供条件等について変更を行う場合があります。この場合において、契約者はその変更について苦情、申し立て又は救済措置の請求を行うことができないものとします。
- 4 当社は前項までの方法による契約者又は登録者に対する通知の後、本サービスを廃止した場合には、契約者及び登録者に対して、本サービスの終了に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償、又は、補償を免れるものとします。
- 5 本サービスが廃止された場合には、利用契約は本サービスを廃止した日をもって終了するものとします。

第17条（表明及び保証）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、提供するすべての情報が正確であること、また登録情報に含まれる第三者の個人情報の使用や本約款に基づいた開示などに対して、該当する第三者からの完全な同意を得ていることを表明し、保証するものとします。

第18条（禁止事項）

契約者及び登録者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 登録情報に不正確な情報（第三者から承諾を受けていない情報を含む）を登録すること
 - (2) 同一のIPアドレスから、一般的な利用において想定できない多数のドメイン名を申請すること
 - (3) 登録したドメイン名を、スパムメールやフィッシングサイトなどで利用すること
 - (4) 登録したドメイン名を、法律・条例や公序良俗に違反するWebサイトで利用すること
 - (5) 当社及びその他第三者の知的財産権（特許権・商標権・著作権など）を侵害する行為
 - (6) 他者のプライバシー・肖像権、その他の権利を侵害する行為
 - (7) これらの禁止事項に類する行為、禁止事項に該当するおそれのある行為、禁止事項を試みる行為、並びに禁止事項を助長・誘引する行為
 - (8) その他、当社が不相当と判断する行為
- 2 前項各号の禁止事項に反することにより発生した全ての損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、また契約者及び登録者は、当社に一切の損失を発生させないことに合意するものとします。

第19条（免責）

- 1 当社は、本サービスの完全性、確実性などについて、いかなる保証も行わないものとします。
- 2 当社は、当社の故意・過失の有無を問わず、以下の事項を起因として契約者又は登録者に発生した損失、損害、その他について責任を負わないものとし、契約者及び登録者はこれに同意するものとします。
 - (1) ドメイン名の使用・登録の消失
 - (2) 本サービスの廃止・中断・遅延
 - (3) 上位組織によるサービスの廃止・中断・遅延
 - (4) 上位組織の管理するサーバを含むシステムの不具合、あるいは誤作動
 - (5) 本サービスのシステムの不具合又は誤作動
 - (6) 上位組織の登録情報データベースへの、第三者の侵入による登録情報消失・漏洩

第20条（補償）

契約者又は登録者が本サービスを利用するにあたり、自己の責に帰すべき事由によって、当社及び上位組織に対して何らかの損害を発生させた場合、契約者はこれらの損害又は損失に対して直ちに全額補償し、当社を免責することに同意するものとします。

第21条（利用料の支払い）

- 1 契約者は、本サービスの対価として、当社が別途定める利用料金表に従い、当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法によって、当社が定める期日までに、利用料の全てを支払うものとします。振込みにかかる手数料は契約者が負担するものとします。
- 2 契約者が利用契約に基づく義務の履行を怠り、当社が本サービスを提供することができない場合でも、契約者は利用契約に基づく当社に対する利用料の支払義務は免れないものとします。
- 3 第1項に従い、契約者より当社に支払われた利用料は、いかなる理由があっても返金しないものとします。

第22条（利用料支払いの遅延）

- 1 当社は、契約者からの利用料の支払いを確認できない場合、又は支払われる見込みがないと当社が判断する場合は、本サービスを提供しません。
- 2 契約者が、支払期日までに利用料を支払わなかった場合には、契約者は当社に対して、年利6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 3 前項の規定により計算して得た金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

第23条（割増金）

本サービスの利用料の支払いを不法に免れ、又は免れようとした契約者は、その免れ又は免れようとした金額のほか、その金額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した割増金を支払うものとします。

第24条（解除）

契約者は、当社に対して電子メール又は書面による通知をすることによって、利用契約を解除することができます。

第25条（契約期間）

利用契約は、利用契約が成立した日から効力を生じ、当該利用契約にかかるドメインの有効期限の満了若しくはドメイン名の登録の抹消又は本約款に基づき利用契約が解除され若しくは利用契約の終了の日まで効力を有するものとします。

第26条（機密保持義務）

- 1 「本件機密情報」とは、当社又は契約者が相手方から提供を受けた情報のうち、開示

する際に機密である旨を明示して開示した情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本件機密情報に含まないものとします。なお、本件機密情報を開示した当事者を「開示者」、受領した他方当事者を「受領者」といいます。

- (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報
 - (2) 受領者が、当該情報の受領時に既知であった情報
 - (3) 受領者が、開示者による開示とは無関係に後日開発した情報
 - (4) 受領者が、正当に開示する権利を有する第三者より後日正当に入手した情報
- 2 受領者は、以下の各号に基づき本件機密情報を利用契約が有効に存続する期間及び終了後3年間、機密として保持するものとします。
- (1) 本件機密情報を自己の機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示、公表、漏洩してはならないものとします。
 - (2) 受領者は、本サービスを提供し、又は本サービスの提供を受ける目的以外の目的で本件機密情報を使用してはならないものとします。
 - (3) 受領者は、本件機密情報を利用契約に關係する役員及び従業員（以下「關係従業員等」といいます。）以外のものに開示してはならないものとします。受領者は、關係従業員等に対して、本件機密情報に關し機密保持義務を負う旨を明確に告示し、機密保持義務に關する誓約を受ける等の必要な措置を行い、また必要な管理監督を行うものとします。
 - (4) 受領者は、開示者の書面による事前承諾なしに、本件機密情報を、本利用契約を履行するために必要な場合を除いて、複製、複写、転写及び翻訳等をしないものとします。
 - (5) 受領者は、本件機密情報について機密である旨を明示し、他の情報とは區別して保管するものとします。
 - (6) 受領者は、法令に基づく請求又は裁判所や国家機關の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、本件機密情報を第三者に開示することができます。
- 3 開示者により開示された個人情報とは本件機密情報として扱うものとし、受領者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われることがないよう最大限の努力をするものとします。
- 4 当社及び契約者は、本件機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
- 5 当社は、本条の規定に関わらず、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第4条に基づく開示請求が第三者からなされ、その要件が充足された場合その他法令に基づく請求を受けた場合には当該開示請求の範囲に限り、契約者及び登録者の個人情報を当該請求者に対し開示することができるものとします。
- 6 本条の規定にかかわらず、当社は、自己の責任において、当社の親会社に対して、本

件機密情報を開示することができるものとします。ただし、本件機密情報のうち、本サービスを提供するために、必要かつ合理的でない情報はこの限りではありません。なお、本項に基づき本件機密情報を開示する場合には、当社は、本約款に基づき当社に課された機密保持義務と同等の義務を当社親会社に課すものとし、当社親会社の義務違反につき責任を負うものとします。

第27条（損害賠償）

- 1 本約款に別途定めるほか、当社は、本サービスを提供するにあたり契約者又は登録者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、当社が責任を負う場合であっても、賠償額は、当該損害が発生する直接の原因となった利用契約の利用料を上限額とし、また、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については責任を負わないものとします。

第28条（不可抗力）

当社及び契約者は、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。

第29条（譲渡禁止等）

契約者は、契約者としての地位及び本約款上の権利・義務を譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第30条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

- (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
- (7) その他前各号に準じる者
- 2 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3 当社及び契約者は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
- 4 前項の規定により本契約を解除した当事者は、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第31条（分離可能性）

本約款の特定の条項が、何らかの理由により無効又は執行不可能であると判断された場合においても、残りの条項は有効とします。

第32条（存続条項）

理由のいかんを問わず、利用契約が終了した場合であっても、第26条（機密保持義務）に定める機密保持義務は、利用契約終了後3年間、第10条（ドメイン名の紛争処理方針）、第15条（ドメイン名の失効）第2項、第16条（本サービスの廃止）第4項、第19条（免責）、第20条（補償）、第21条（利用料の支払い）第3項、第27条（損害賠償）、第28条（不可効力）、第29条（譲渡禁止等）、第30条（反社会的勢力の排除）第4項、第31条（分離可能性）、本条、第33条（準拠法）及び第34条（管轄裁判所）は、期間の定めなく有効に存続するものとします。

第33条（準拠法）

本約款の解釈は日本法に基づくものとします。

第34条（管轄裁判所）

本約款に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東

京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2019年 2月 12日 制定・施行

料金表

商品名	標準売価(税抜)
汎用JPドメイン名登録	9,800円
汎用JPドメイン名更新	9,800円
汎用JPドメイン名移管	9,800円
属性型JPドメイン名登録	19,800円
属性型JPドメイン名更新	19,800円
属性型JPドメイン名移管	19,800円
gTLDドメイン名登録	9,800円
gTLDドメイン名更新	9,800円
gTLDドメイン名移管	9,800円

※gTLDドメインとは、.com、.net、.org、.info に限ります。

※登録期間は1年間です。

※本表に無い種別については、別途見積とします。